

京都市告示第 445 号

京都市洛西ふれあいの里条例第 18 条ただし書の規定に基づき、次のとおり洛西ふれあいの里保養研修センターを臨時休業します。

平成 17 年 12 月 26 日

京都市長 榎本頼兼

休止業務及び休止期間

1 宿泊業務

平成 18 年 2 月 5 日（日）から平成 18 年 2 月 9 日（木）まで

2 喫茶・レストランベルデ

平成 18 年 2 月 6 日（月）から平成 18 年 2 月 9 日（木）まで

3 教養娯楽室 1 及び 2，和室実習室，創作実習室並びに研修室 1，2 及び 3

平成 18 年 2 月 6 日（月）から平成 18 年 2 月 9 日（木）まで

4 健康増進室

平成 18 年 2 月 6 日（月）から平成 18 年 2 月 9 日（木）まで

5 介護実習室及び介護機器展示室業務

平成 18 年 2 月 6 日（月）から平成 18 年 2 月 9 日（木）まで

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）